

令和8年（フ）第649号

千葉県柏市松葉町5丁目1番地1 7棟503号

債務者 岩井 智子

- 1 決定年月日時 令和8年8月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第683号

千葉県松戸市常盤平5丁目2番地の29 パスレルコート306A号

債務者 末澤 正光

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第696号

千葉県松戸市松戸2051番地 コンフォール小泉313号

債務者 君塚 恵子

- 1 決定年月日時 令和8年8月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第698号

千葉県柏市豊町2丁目1番10号 リブリ・クレイン柏308号

債務者 小田 滉貴

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第705号

千葉県柏市大島田1丁目4番地3

債務者 吉崎 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第716号

千葉県鎌ヶ谷市丸山3丁目3番27―17号

債務者 柳瀬 麻弥

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第723号

千葉県松戸市稔台7丁目10番地の3 ライブニングコーポA―203号

債務者 長津哲二郎

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第376号

神奈川県小田原市早川3丁目9番地の17 ドエル301

債務者 伊東 太稀

- 1 決定年月日時 令和8年8月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第25号

熊本県天草市本町新休9番地

債務者 久保 純

- 1 決定年月日時 令和8年8月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月13日まで
熊本地方裁判所天草支部

破産手続廃止

令和8年（フ）第108号

東京都港区南青山二丁目2番15号

破産者 株式会社ARCSPLUS

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第37号

相模原市緑区寸沢嵐3141番地18

破産者 有限会社ゼノン

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（フ）第170号

三重県津市白塚町3571番地

破産者 樋口恵美子

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和7年（フ）第225号

三重県津市藤方1909番地の1

破産者 有限会社梅田

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和8年（フ）第64号

三重県津市広明町66番地11

破産者 株式会社soph

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和7年（フ）第918号

東京都渋谷区代々木二丁目5番1号

破産者 株式会社ユニベリッチ

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第991号

神戸市中央区中山手通三丁目4番2―501号

破産者 家族味株式会社

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第172号

兵庫県丹波篠山市黒岡1017番地5 コンフォート春日105号

破産者 合同会社天道月

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第1300号

札幌市南区南31条西10丁目1番31号

破産者 有限会社酒井ゴム印店

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第966号

神奈川県藤沢市江の島1丁目5番5号

破産者 株式会社華ぐや

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部